平成２７年（フ）第３６７号
兵庫県姫路市保城498番地１ジュネス保城101
債務者　岡本　敏幸
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７５号
奈良県橿原市十市町685番地の３　パールハイツ205
債務者　田村　　憲（旧姓菅尾）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
奈良県橿原市十市町685番地の３　パールハイツ205
債務者　田村功美子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
奈良県高市郡高取町大字市尾1462番地
債務者　西井　和徳
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６４１号
広島市西区鈴が峰町35番31―104号
債務者　石崎千恵子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６２号
広島県廿日市市宮園４丁目５番地18
債務者　大髙　友美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２号
広島県福山市山手町７丁目16番18―３号　サンビレッジ城西Ｃ―102
債務者　桑田　由希（旧姓和賀・石川・阿部）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１０９号
山口県下関市一の宮町２丁目１番５号　ハイム上野１―201号、前住所広島県東広島市八本松町正力205番地１
債務者　安村　敬太
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
愛媛県四国中央市金生町山田井字原際887番２　山田井の郷、住民票上の住所愛媛県四国中央市三島中央５丁目８番27号
債務者　今村　歌子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３８号
愛媛県今治市石井町２丁目７番54号　石井団地Ｂ２―304号、前住所松山市南斎院町247番地５、前々住所愛媛県今治市桜井甲1084―６
債務者　藤村由紀子（旧姓堺）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３０号
高知県安芸市本町２丁目３番19号
債務者　安岡　　宏
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
高知県安芸郡奈半利町乙883番地50
債務者　横山美智子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
熊本県合志市幾久富1866番地1494　水上ハイツ101号
債務者　後藤美喜雄
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９８号
大分市徳島２丁目１番10―32号（県営徳島住宅）
債務者　佐藤あゆみ
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
宮崎県延岡市浜町554番地２　県営住宅55―４―117
債務者　谷口美保子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４５号
長野県駒ヶ根市上穂南３―16　マルカワ荘北棟04、住民票上の住所長野県伊那市坂下3308番地15
債務者　坪木　和義
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第２０１号
兵庫県川西市見野２丁目35番22号
債務者　宮添　節子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係